

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【公開番号】特開2018-157939(P2018-157939A)

【公開日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-039

【出願番号】特願2017-56461(P2017-56461)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/00 3 5 0 M

A 6 1 B 6/00 3 0 0 S

A 6 1 B 6/00 3 2 0 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月23日(2020.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0088

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0088】

一方、ステップS602において、温度安定化ユニット201が放射線撮影装置1に接続されている（温度安定化ユニット201が有効に機能している）場合（ステップS602でYes）、処理はステップS608に進む。なお、ステップS603において、バッテリの残容量が所定量より大きい場合も（ステップS603でNo）、同様に処理はステップS608に進む。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0095

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0095】

<第四の実施形態>

第四の実施形態では、放射線撮影装置1が温度安定化ユニット201に接続されているか否かの判定に加えて、要求される撮影枚数に応じて、オフセット補正の方法を切り換える例について説明する。ここで、要求される撮影枚数というのは、事前に撮影枚数が決められる撮影における撮影枚数を意味する。事前に撮影枚数が決められる撮影には、例えば、トモシンセシスや血管造影におけるDSA(Digital Subtraction Angiography)における撮影などが挙げられる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0103

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0103】

一方、ステップS702において、温度安定化ユニット201が放射線撮影装置1に接続されている（温度安定化ユニット201が有効に機能している）場合（ステップS702でYes）、処理はステップS708に進む。なお、ステップS703において、S701で受信した撮影モードに含まれる要求される撮影枚数が所定枚数未満の場合も（ステップS703でNo）、同様に処理はス

テップS708に進む。

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図3】

